

訪問看護ステーション 重要事項説明書

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業

訪問看護ステーションふくしま

住所；大分県豊後大野市三重町市場 2 3 1 番地

電話：0974-22-6311 FAX；0974-22-6366

医療法人新生会が設置する 訪問看護ステーションふくしま（以下「事業所」という）は、利用者に対して、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業（以下「サービス」という）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい重要事項をご説明します。

1、事業者の概要

- (1) 事業所名 医療法人 新生会
- (2) 所在地 〒879-7131 大分県豊後大野市三重町市場 2 3 1 番地
- (3) 電話 0974-22-3321
- (4) FAX 0974-22-7440
- (5) 代表者 理事長 福島 隆生
- (6) 設立年月日 1992 年 10 月 1 日

2、事業所の概要

- (1) 事業所名 医療法人新生会 訪問看護ステーションふくしま
- (2) 所在地 〒879-7131 大分県豊後大野市三重町市場 2 3 1 番地
- (3) TEL 0974-22-6311
- (4) FAX 0974-22-6366
- (5) 管理者 児玉 知子
- (6) 指定番号 4461290068 （開設 2024 年 9 月 1 日指定）

3、目的

医療法人新生会が開設する訪問看護ステーションふくしま（以下「ステーション」という。）が行なう指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要と認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

4、運営方針

- (1) 利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持または向上を目指します。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (3) 地域の医療・保健・福祉との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (4) 職員の専門性を高め、質の維持・向上に努めるとともに、多様化するニーズに応え、柔軟な対応ができるよう努めます。

5、事業の運営

- (1) サービスの提供にあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という）に基づき、利用者及び家族と関係機関とのサービス調整等を行い、訪問看護計画を作成し、適切な訪問看護の提供を行います。
- (2) サービスの提供にあたっては、事業所の従事者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとします。

6、サービス提供時間

- (1) 営業日・時間 月曜日から金曜日（8時30分～17時30分）
土曜日（8時30分～12時30分）
（ただし、国民の祝祭日、12月31日～1月3日、8月14、15日は休み）
- (2) その他、常時、24時間電話等により連絡可能な体制とします。

7、通常のサービスの実施地域

通常のサービスの実施地域は、豊後大野市全般、臼杵市野津町、佐伯市宇目（概ね16Km 範囲内）。

8、従事者の職種・人数及び職務の内容

- 1) 管理者：1名 従業者及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、従事者に対し遵守すべき事項についての指揮、命令を行います。
- 2) 看護師：2名 事業所の利用申込みに係る調整、主治医との連携・調整、利用者及びその家族からの相談に応じ、訪問看護計画及び報告書作成、関係機関との連携調整等を行い、利用者及びその家族に説明を行います。また、指示書に基づき訪問看護を行います。
- 3) 理学療法士：1名 看護師と連携を図りながら、利用者の日常生活動作の状況と住環境について評価し、生活場面に直結した個別性の高いリハビリを提供します。

9、サービスの内容

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| (1) 病状の観察 | (2) 清潔の保持（清拭・洗髪等） |
| (3) 日常生活の援助（食事や排泄援助等） | (4) 褥瘡の予防・処置 |
| (5) 服薬についての指導・相談 | (6) 認知症の看護 |
| (7) ターミナルケア | (8) カテーテルなどの管理 |
| (9) 医師の指示による処置 | (10) 療養生活や介護に関する相談・指導 |
| (11) 在宅におけるリハビリテーション | |

10、利用料及びその他の費用の額

- (1) サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている割合にて計算し支払っていただきます。

なお、医療保険の場合は、診療報酬の額によります。

◎介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合は以下のとおり

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類Ⅲ度以上かつ生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー一症候群）プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態（ASV は含まれない）

- (2) その他、処置に要した備品に係る費用については、実費を徴収します。
- (3) 前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付します。
- (4) サービスの提供の開始に際し、予め利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名をしていただきます。
- (5) 費用を変更する場合には、予め前項と同様に利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名をしていただきます。

11、支払方法

毎月10日過ぎに前月分を請求します。25日までにお支払い下さい。

①窓口での支払い ②口座引き落とし ③銀行振り込み（振込手数料）

12、サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 利用者はサービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者と確認し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意して下さい。
- (2) 体調に異変があった場合は、速やかに申し出て下さい。

13、緊急時等における対応方法

- (1) サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変等が生じたときは、必要に応じて、臨時応急手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。看護師はしかるべき処置を行った場合、速やかに管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 利用者に対してサービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。

14、非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画・風水害・地震等の災害に対処するための計画を作成し、防水管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年 1 回定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとします。

15、虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。
 - ①虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③その他、虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

16、苦情処理

- (1) サービスの提供に係る利用者からの苦情や相談に対して迅速かつ適切に対応するために、担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講ずるものとします。

【常設窓口】 TEL: 0974-22-6311 FAX: 0974-22-6366

【受付時間】 9:00～17:00

【担当者】 管理者: 児玉 知子
- (2) 介護保険では、サービス等についての苦情を処理する仕組みが制度的に位置付けられておりサービス事業者・居宅介護支援事業者・市町村・国保連合会等の各主体が利用者からの苦情への対応を行っています。苦情・相談等がある場合には、下記の窓口にご連絡ください。

受付	担当窓口	電話番号
医療法人新生会 福島病院	総務	〒879-7131 大分県豊後大野市三重町市場 231 TEL: 0974-22-3321 FAX: 0974-22-7440
大分県国民健康保険団体連合会	介護保険課	〒870-0022 大分市大手町 2-3-12 TEL: 097-534-8475 FAX: 097-534-4020
豊後大野市役所	高齢福祉課	〒879-7198 豊後大野市三重町市場 1200 TEL: 0974-22-1001 FAX: 0974-22-2080
臼杵市役所	高齢福祉課	〒875-0292 臼杵市大字臼杵 72-1 TEL: 0972-63-1111 FAX: 0972-63-7713
竹田市役所	高齢福祉課	〒878-8555 竹田市会々1650 TEL: 0974-63-1111 FAX: 0974-63-0995
佐伯市役所	高齢福祉課	〒876-8585 佐伯市中村南 1-1 TEL: 0972-22-3111 FAX: 0972-22-3124

17、個人情報の保護と取り扱い

- (1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイ

ドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。

- (2) 従事者が得た利用者の個人情報については、サービス担当学会・事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。
- (3) 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。なお、契約終了後、職員が事業所を退職した後も同様です。

18、損害賠償

利用者に対してサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

19、サービスの利用の開始・中止・変更・追加等

- (1) 訪問看護計画書作成と同時に契約を締結し、サービスの提供を開始します(居宅サービス計画書の作成を依頼されている場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい)。
- (2) 利用者は、契約期間中であっても、サービスの利用を中止又は変更できます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出て下さい。
- (3) 連絡がない急なキャンセルの場合は、キャンセル料として基本的に以下の料金を頂きます。尚、容態の急変、緊急でやむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要となります。また、その他の事情については相談に応じます。

サービス利用時の前日まで	利用者負担なし
サービス利用時の当日	利用料の100%

20、その他運営についての留意事項

1) ステーションは社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図る為に次に掲げる研修の機会を設け、また業務体制を整備します。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 虐待防止に関する研修 年1回
- (3) 認知症ケアに関する研修 年1回
- (4) 介護予防に関する研修 年1回

21、その他

1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるために次の事項にご留意ください。

- (1) 看護師は、年金の管理、金銭の貸借など金銭の取り扱いは致しかねます。また、貴重品管理は、利用者・ご家族でお願いします。
- (2) 看護師等は、利用者の心身の機能の維持回復の為に、制度上決められた療養上の世話や診療補助以外は行いません。ご了承下さい。
- (3) 看護師等に対する贈り物や飲食などのもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (4) 看護師は、容態の急変などの緊急対応を行っておりますので、提供時間の変更をお願いすることがあります。また、交通事情により提供時間に10分から15分程度の差異が生じる場合がありますので、ご了承下さい。
- (5) 飲酒により、判断力の低下やケアを受けることが困難な状態であると判断した場合はその日の訪問は安否確認のみで終了させていただきます。
- (6) サービス利用中に、職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNSに掲載することはお止め下さい。利用者・家族による暴言・暴力行為、セクシャルハラスメント行為を受けた場合、著しい不信行為と判断した場合は、契約を解除させていただきます。
- (7) ケアを円滑に提供できるよう、ペットはゲージ内か他の部屋へ移動をお願いします。
- (8) 感染の予防策として、手洗いの徹底を実施します。ケア提供の前後に手洗い場の使用について許可をお願いします。
- (9) 利用者の自宅で訪問看護サービスを提供する水道、電気などの費用は利用者のご負担となることをご了承下さい。

個人情報保護に関する説明書

〈通常の業務で想定される個人情報の利用目的〉

(介護・医療サービスの利用者への医療・介護の個人情報提供に必要な利用目的)

1、訪問看護ステーション内部での利用に係る事例

- ①当該事業所が介護・医療サービスの利用者等に提供する、居宅介護支援サービスまたは、介護・医療サービス
- ②介護保険制度、医療保険制度、支援費制度等に係る事務
- ③介護・医療サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務
 - ・サービス利用歴、施設入退所などの管理
 - ・会計・経理
 - ・事故・苦情などの報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

2、他の事業所などへの情報提供を伴う事例

- ①当該事業所が利用者等に提供する居宅介護支援サービスまたは、介護医療サービスのうち
 - ・当該利用者に介護・医療サービスを提供する他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、介護保険施設、医療機関等との連携（サービス担当者会議、カンファレンス、情報提供等）及び照会に対する回答
 - ・家族への心身の状況説明
 - ・その他の業務委託
- ②介護保険、医療保険、支援費制度などの業務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプト、実績記録等必要書類（データ）の提出
 - ・審査支払期間または保険者からの照会に対する回答
- ③損害賠償保険などに係る、保険会社等への相談または届出等

(上記以外の利用目的)

1、事業所の内部での利用に係る事例

- ①介護・医療関係事業者の管理運営業務のうち
 - ・介護・医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・当該事業所や介護保険施設等において行われる学生などの実習への協力
 - ・介護・医療サービスの経過及び予後調査、満足度調査や業務改善のためのアンケート調査

2、学会・専門誌などへの発表

- ・特定の利用者・関係者の症例や事例の、学会・研究会・専門誌等での報告は、氏名・生年月日・住所等を消去することで匿名化します。匿名化が困難な場合は、ご本人の同意を得ます。

別紙2 料金表〈介護保険料金表〉

【介護予防訪問看護費】			自己負担額		
介護予防訪問看護	単位	金額	1割	2割	3割
20分未満（1回に付）	303	¥3,030	¥303	¥606	¥909
30分未満（1回に付）	451	¥4,510	¥451	¥902	¥1,353
30分以上60分未満（1回に付）	794	¥7,940	¥794	¥1,588	¥2,382
1時間以上1時間30分未満（1回に付）	1,090	¥10,900	¥1,090	¥2,180	¥3,270
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	284	¥2840	¥284	¥568	¥852

※1:准看護師の場合は90/100

【加算】

夜間・早朝・深夜加算

早朝（6時～8時）	上記料金に対して25%加算になります
夜間（18時～22時）	
深夜（22時～6時）	上記料金に対して50%加算になります

			自己負担額		
複数名訪問加算（Ⅰ）	単位	金額	1割	2割	3割
所要時間が30分未満の場合	254	¥2540	¥254	¥508	¥762
所要時間が30分以上の場合	402	¥402	¥402	¥804	¥1,206

複数名訪問加算（Ⅱ）

所要時間が30分未満の場合	201	¥2010	¥201	¥402	¥603
所要時間が30分以上の場合	317	¥3,170	¥317	¥634	¥951

			自己負担額		
項目	単位	金額	1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574	¥5,740	¥574	¥1,148	¥1,722
長時間訪問看護加算（1回につき）	300	¥3,000	¥300	¥600	¥900
特別管理加算（Ⅰ）	500	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
特別管理加算（Ⅱ）	250	¥2,500	¥250	¥500	¥750
退院時共同指導加算（退院月）	600	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
初回加算（Ⅰ）（初回訪問月のみ）	350	¥3,500	¥350	¥700	¥1,050
初回加算（Ⅱ）（初回訪問月のみ）	300	¥3,000	¥300	¥600	¥900
看護体制強化加算	100	¥1,000	¥100	¥200	¥300
口腔連携強化加算（1回につき）	50	¥500	¥50	¥100	¥150
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6	¥60	¥6	¥12	¥18
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3	¥30	¥3	¥6	¥9

その他の費用

死後の処置料	¥10,000
※日常生活用具、物品、材料費等は実費とさせていただきます。	

別紙2 料金表〈介護保険料金表〉

2024年6月改定

【訪問看護費】			自己負担額		
介護訪問看護	単位	金額	1割	2割	3割
20分未満（1回に付）	314	¥3,140	¥314	¥628	¥942
30分未満（1回に付）	471	¥4,710	¥471	¥942	¥1,413
30分以上60分未満（1回に付）	823	¥8,230	¥823	¥1,646	¥2,469
1時間以上1時間30分未満（1回に付）	1,128	¥11,280	¥1,128	¥2,250	¥3,375
理学療法士・作業療法士・言語療法士の場合	294	¥2,940	¥294	¥588	¥882

※1: 准看護師の場合は 90/100

【加算】

夜間・早朝・深夜加算

早朝（6時～8時）	上記料金に対して25%加算になります
夜間（18時～22時）	
深夜（22時～6時）	上記料金に対して50%加算になります

			自己負担額		
複数名訪問加算（Ⅰ）	単位	金額	1割	2割	3割
所要時間が30分未満の場合	254	¥2540	¥254	¥508	¥762
所要時間が30分以上の場合	402	¥4020	¥402	¥804	¥1,206

複数名訪問加算（Ⅱ）

所要時間が30分未満の場合	201	¥2010	¥201	¥402	¥603
所要時間が30分以上の場合	317	¥3,170	¥317	¥634	¥951

			自己負担額		
項目	単位	金額	1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574	¥5,740	¥574	¥1,148	¥1,722
長時間訪問看護加算（1回につき）	300	¥3,000	¥300	¥600	¥900
特別管理加算（Ⅰ）	500	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
特別管理加算（Ⅱ）	250	¥2,500	¥250	¥500	¥750
ターミナルケア加算	2,500	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500
退院時共同指導加算（退院月）	600	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
初回加算（Ⅰ）（初回訪問月のみ）	350	¥3,500	¥350	¥700	¥1,050
初回加算（Ⅱ）（初回訪問月のみ）	300	¥3,000	¥300	¥600	¥900
看護体制強化加算（Ⅰ）	550	¥5,500	¥550	¥1,100	¥1,650
看護体制強化加算（Ⅱ）	200	¥2,000	¥200	¥400	¥600
口腔連携強化加算（1回につき）	50	¥500	¥50	¥100	¥150
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6	¥60	¥6	¥12	¥18
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3	¥30	¥3	¥6	¥18

その他の費用

死後の処置料	¥10,000
※日常生活用具、物品、材料費等は実費とさせていただきます。	

料金表 〈医療保険料金表〉

介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも、次の場合には、自動的に介護保険から医療保険へ変更になります。

- 1、介護保険の要介護認定を受けていない人
- 2、厚生労働大臣が定める疾病等の場合
- 3、主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

【保険種別の負担割合】

後期高齢者（75歳以上）		1割、現役並みの所得者は3割	
社会保険	国民健康保険	高齢受給者 （70～74歳）	1割、現役並みの所得者は 3割
		一般 （70歳未満）	3割（60歳未満は2割）

【基本料金表】

2024年6月改定

			自己負担額		
訪問看護基本療養費（Ⅰ）		金額	1割	2割	3割
訪問看護療養費（Ⅰ） ※看護師	週3日まで	¥5,550	¥550	¥1,100	¥1,650
	週4日目以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
※准看護師	週3日まで	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515
	週4日目以降	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の場合		¥5,550	¥550	¥1,100	¥1,650

訪問看護基本療養費（Ⅱ）

同一建物居住者 ※看護師	同 1 日 2 人	週 3 日まで	¥5, 550	¥550	¥1, 100	¥1, 650
		週 4 日目以降	¥6, 550	¥655	¥1310	¥1, 965
	同 3 人以上	週 3 日まで	¥2, 780	¥278	¥556	¥834
		週 4 日目以降	¥3, 280	¥328	¥656	¥984
同一建物居住者 ※准看護師	同 1 日 2 人	週 3 日まで	¥5, 050	¥505	¥1, 010	¥1, 515
		週 4 日目以降	¥6, 050	¥605	¥1, 210	¥1, 815
	同 3 人以上	週 3 日まで	¥2, 530	¥253	¥506	¥759
		週 4 日目以降	¥3, 030	¥303	¥606	¥909
理学療法士・作業療法士 言語聴覚士の場合		同一建物、同一日 2 人	¥5, 550	¥550	¥1, 100	¥1, 650
		同一建物、同一日 3 人以上	¥2, 780	¥278	¥556	¥834

訪問看護基本療養費（Ⅲ）

訪問看護療養費（Ⅲ）（在宅に備えた外泊時）	¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550
-----------------------	--------	------	--------	--------

訪問看護基本療養費の加算

早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時）加算		¥2,100	¥210	¥420	¥630
深夜加算（22時～6時）		¥4,200	¥420	¥840	¥1,260
難病等複数回訪問加算（2回/日訪問）	同一建物内2人以下	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	同一建物内3人以上	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200
難病等複数回訪問加算（3回/日以上）	同一建物内2人以下	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
	同一建物内3人以上	¥7,200	¥720	¥1,440	¥2,160
緊急訪問看護加算		月14日まで	¥2,650	¥265	¥530
		月15日以降	¥2,000	¥200	¥400
複数名訪問看護加算	看護師等	同一建物2人以下	¥4,500	¥450	¥900
		同一建物3人以上	¥4,000	¥400	¥800
	准看護師	同一建物2人以下	¥3,800	¥380	¥760
		同一建物3人以上	¥3,400	¥340	¥680

			金額	1 割	2 割	3 割
複数名訪問看護加算	その他の職員と同行	同一建物 2 人以下	¥4, 500	¥450	¥900	¥1, 350
		同一建物 3 人以上	¥4, 000	¥400	¥800	¥1, 200
	その他の職員と同行（1 回/日）	同一建物 2 人以下	¥3, 000	¥300	¥600	¥900
		同一建物 3 人以上	¥2, 700	¥270	¥540	¥810
	その他の職員と同行（2 回/日）	同一建物 2 人以下	¥6, 000	¥600	¥1, 200	¥1, 800
		同一建物 3 人以上	¥5, 400	¥540	¥1, 080	¥1, 620
	その他の職員と同行（3 回/日以上）	同一建物 2 人以下	¥10, 000	¥1, 000	¥2, 000	¥3, 000
		同一建物 3 人以上	¥9, 000	¥900	¥1, 800	¥2, 700
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者（1 回/週）		¥5, 200	¥520	¥1, 040	¥1, 560
	特別訪問看護指示書による訪問看護（1 回/週）		¥5, 200	¥520	¥1, 040	¥1, 560
	厚生労働大臣が定める者（3 回/週）		¥5, 200	¥520	¥1, 040	¥1, 560

訪問看護管理療養費

機能強化型訪問看護管理療養費 1 〈月の初日〉	¥13,230	¥1,323	¥2,646	¥3,969
機能強化型訪問看護管理療養費 2 〈月の初日〉	¥10,030	¥1,003	¥2,006	¥3,009
機能強化型訪問看護管理療養費 3 〈月の初日〉	¥8,700	¥870	¥1,740	¥2,610
1～3まで以外の場合 〈月の初日〉	¥7,670	¥767	¥1,534	¥2,301
訪問看護管理療養費 1 〈月の2日目以降〉	¥3,000	¥300	¥600	¥900
訪問看護管理療養費 2 〈月の2日目以降〉	¥2,500	¥250	¥500	¥750

訪問看護管理療養費の加算

		金額	1 割	2 割	3 割
24時間対応体制加算	看護業務負担軽減の取り組み	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040
	上記以外の場合	¥6,520	¥652	¥1,304	¥1,956
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間訪問	¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520
	上記以外の場合	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
特別管理加算	重症度の高い利用者	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
	上記以外の場合	¥2,500	¥250	¥500	¥750
退院時共同指導加算		¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
特別管理指導加算		¥2,000	¥200	¥400	¥600
在宅患者連携指導加算		¥3,000	¥300	¥600	¥900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(2回/月まで)		¥2,000	¥200	¥400	¥600
看護・介護職員連携強化指導加算		¥2,500	¥250	¥500	¥750
訪問看護医療 DX 情報活用加算		¥50	¥5	¥10	¥15

その他の療養費

訪問看護ターミナルケア療養費	ターミナルケア療養費 1	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500
	ターミナルケア療養費 2	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000
訪問看護情報提供療養費	訪問看護情報提供療養費 1	¥1,500	¥150	¥300	¥450
	訪問看護情報提供療養費 2	¥1,500	¥150	¥300	¥450
	訪問看護情報提供療養費 3	¥1,500	¥150	¥300	¥450

その他の費用

死後の処置料	¥10,000
交通費	自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートル当たり 30 円
営業時間外のサービス	30 分あたり ¥1,000
6 時～8 時	30 分あたり ¥1,500
17 時半～22 時	30 分あたり ¥1,500
22 時～翌 6 時	30 分あたり ¥2,000
※日常生活用具、物品、材料費等は実費とさせていただきます。	

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）					自己負担額		
				金額	1割	2割	3割
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	看護師 保健師 作業療法士 の場合	週3日まで	30分未満	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275
			30分以上	¥5,550	¥550	¥1,100	¥1,650
		週4日目以降	30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530
			30分以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
	准看護師の 場合	週3日まで	30分未満	¥3,870	¥387	¥774	¥1,161
			30分以上	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515
		週4日目以降	30分未満	¥4,720	¥472	¥944	¥1,416
			30分以上	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815

精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）

同一建物居住者 (看護師 保健師 作業療法士の 場合)	同1日2人	週3日まで	30分未満	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275
			30分以上	¥5,550	¥550	¥1,100	¥1,650
		週4日目以降	30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530
			30分以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
	同3人以上	週3日まで	30分未満	¥2,130	¥213	¥426	¥639
			30分以上	¥2,780	¥278	¥556	¥834
		週4日目以降	30分未満	¥2,550	¥255	¥510	¥765
			30分以上	¥3,280	¥328	¥656	¥984
同一建物居住者 (准看護師の 場合)	同1日2人	週3日まで	30分未満	¥3,870	¥387	¥774	¥1,161
			30分以上	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515
		週4日目以降	30分未満	¥4,720	¥472	¥944	¥1,416
			30分以上	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815
	同3人以上	週3日まで	30分未満	¥1,940	¥194	¥388	¥582
			30分以上	¥2,530	¥253	¥506	¥759
		週4日目以降	30分未満	¥2,360	¥236	¥472	¥708
			30分以上	¥3,030	¥303	¥606	¥909

精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）

精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）（在宅に備えた外泊時）	¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550
----------------------------	--------	------	--------	--------

精神科訪問看護基本療養費の加算

早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時）加算				¥2,100	¥210	¥420	¥630
深夜加算（22時～6時）				¥4,200	¥420	¥840	¥1,260
精神科複数回訪問加算 （2回/日訪問）	同一建物内2人以下			¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	同一建物内3人以上			¥4,000	¥400	¥800	¥1,200
精神科複数回訪問加算 （3回/日以上）	同一建物内2人以下			¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
	同一建物内3人以上			¥7,200	¥720	¥1,440	¥2,160
精神科緊急訪問看護加算	月14日まで			¥2,650	¥265	¥530	¥795
	月15日以降			¥2,000	¥200	¥400	¥600
長時間精神科訪問看護加算	特別管理加算対象者（1回/週）			¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560
	特別訪問看護指示書による訪問看護（1回/週）			¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560
	厚生労働大臣が定める者（3回/週）			¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560
複数名精神科訪問看護加算	看護師・保健師	1回/日	同一建物2人以下	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
			同一建物3人以上	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200
	作業療法士場合	2回/日	同一建物2人以下	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700
			同一建物3人以上	¥8,100	¥810	¥1,620	¥2,430

				金額	1 割	2 割	3 割
複数名精神科訪問看護加算		3 回/日以上	同一建物 2 人以下	¥14,500	¥1,450	¥2,900	¥4,350
			同一建物 3 人以上	¥13,000	¥1,300	¥2,600	¥3,900
	准看護師の場合	1 回/日	同一建物 2 人以下	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140
			同一建物 3 人以上	¥3,400	¥340	¥680	¥1,020
		2 回/日	同一建物 2 人以下	¥7,600	¥760	¥1,520	¥2,280
			同一建物 3 人以上	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040
		3 回/日以上	同一建物 2 人以下	¥12,400	¥1,240	¥2,480	¥3,720
			同一建物 3 人以上	¥11,200	¥1,120	¥2,240	¥3,360
	看護補助者、精神保健福祉士の場合		同一建物 2 人以下	¥3,000	¥300	¥600	¥900
			同一建物 3 人以上	¥2,700	¥270	¥540	¥810

訪問看護管理療養費

機能強化型訪問看護管理療養費 1 〈月の初日〉	¥13,230	¥1,323	¥2,646	¥3,969
機能強化型訪問看護管理療養費 2 〈月の初日〉	¥10,030	¥1,003	¥2,006	¥3,009
機能強化型訪問看護管理療養費 3 〈月の初日〉	¥8,700	¥870	¥1,740	¥2,610
1～3 まで以外の場合 〈月の初日〉	¥7,670	¥767	¥1,534	¥2,301
訪問看護管理療養費 1 〈月の 2 日目以降〉	¥3,000	¥300	¥600	¥900
訪問看護管理療養費 2 〈月の 2 日目以降〉	¥2,500	¥250	¥500	¥750

訪問看護管理療養費の加算

24 時間対応体制加算	看護業務負担軽減の取り組み	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040
	上記以外の場合	¥6,520	¥652	¥1,304	¥1,956
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間訪問	¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520
	上記以外の場合	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
特別管理加算	重症度の高い利用者	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
	上記以外の場合	¥2,500	¥250	¥500	¥750
退院時共同指導加算		¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
特別管理指導加算		¥2,000	¥200	¥400	¥600
在宅患者連携指導加算		¥3,000	¥300	¥600	¥900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(2 回/月まで)		¥2,000	¥200	¥400	¥600

その他の療養費

訪問看護ターミナルケア療養費	ターミナルケア療養費 1	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500
	ターミナルケア療養費 2	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000
訪問看護情報提供療養費	訪問看護情報提供療養費 1	¥1,500	¥150	¥300	¥450
	訪問看護情報提供療養費 2	¥1,500	¥150	¥300	¥450
	訪問看護情報提供療養費 3	¥1,500	¥150	¥300	¥450

その他の費用

死後の処置料	¥10,000
交通費	自動車を使用した場合の交通費は、1 キロメートル当たり 30 円
営業時間外のサービス	30 分あたり ¥1,000
6 時～8 時	30 分あたり ¥1,500
17 時半～22 時	30 分あたり ¥1,500
22 時～翌 6 時	30 分あたり ¥2,000
※日常生活用具、物品、材料費等は実費とさせていただきます。	

訪問看護サービスに係る加算の説明書（介護保険・医療保険）

□ 特別管理加算：特別な管理を要する利用者に対し、計画的な管理を行った場合に加算されます。 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者（特掲診療料の施設基準等・別表第八に掲げる者）

特別管理加算（Ⅰ）（重症度が高い）	特別管理加算（Ⅱ）
在宅麻薬等注射指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理、若しくは在宅気管切開患者指導管理 を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理・人工肛門、人工膀胱を設置している状態・真皮を超える褥瘡の状態・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

□ 緊急時訪問看護加算（介護）

利用者又はその家族に対して 24 時間連絡体制にあり、必要に応じ緊急訪問看護を行う体制にある場合に月に 1 回加算されます。

□ 退院時共同指導加算（介護・医療）

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に 1 回（特別な場合は 2 回）加算されます。

□ ターミナルケア加算（介護） □ ターミナルケア療養費（医療）

在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

□ 長時間訪問看護加算（介護・医療）

特別管理加算の対象となる利用者に対し、1 時間 30 分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が 1 時間 30 分以上となるとき、1 回の訪問看護につき加算されます。

□ 複数名訪問加算（介護・医療）

下記のいずれかの条件を満たし、1 つの事業所から同時に複数の看護師等が 1 人の利用者訪問看護を行ったときに加算されます。

- ①利用者の身体的理由により、1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

□ 24 時間対応体制加算（医療）

利用者またはその家族に対して 24 時間連絡をできる体制にあり、必要に応じ緊急訪問看護を行う体制にある場合 1 回/月加算されます。

□ 緊急訪問看護加算（医療）

利用者または家族の求めに応じて、診療所又は在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急訪問を行った時に 1 日 1 回加算されます。

□ 特別管理指導加算（医療）

退院後、特別な管理が必要な方（上記「特別管理加算」参照）に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます。

□ 退院支援指導加算（医療）

診療により、退院日当日の訪問看護が必要であると認められ訪問し療養上の指導を行った場合に加算されます。

□ 難病等複数回訪問加算（医療）

下記のいずれかの条件を満たす場合、同一日に複数回の訪問看護を行うことで算定できる加算です。

①厚生労働大臣が定める疾病等 ②厚生労働大臣が定める状態等 ③急性増悪など特別訪問看護指示書による 1 4 日以内の特別訪問看護指示期間中

□ 訪問看護情報提供療養費（医療）

利用者に対して健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導等の保険サービスや入浴、洗濯等の福祉サービスが有効に提供されるよう、必要な情報を居住する市町村に提供した場合に算定できる加算です（療養費 1）。

医療機関や介護医療院、介護老人保健施設に入院・入所する利用者について、訪問看護にかかる情報を在宅療養を担っていた主治医に提供した場合加算されます（療養費 3）。

□ 在宅患者連携指導加算、在宅患者緊急等カンファレンス加算（医療）

利用者または家族などの同意を得て、看護師等が月 2 回以上、医療関係職種間で文書などにより共有された診療情報をもとに指導を行った場合に加算されます。（連携指導加算）

利用者の状態の急変などに伴い、主治医の求めにより医療関係職種がカンファレンスに参加し共同で指導を行った場合に加算されます。（カンファレンス加算）